

(9) 就学援助事務

学校教育部学務課

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署										
	就学援助事業		部	学校教育部			課長	浦野 和利					
			課	学務課			担当	小川 比左江					
			係	学務係			電話	内線2242					
	第4次総合基本計画における位置付け		実施根拠<法令、要綱等>										
	政策項目	03	人を育む（生涯学習の充実）								学校教育法、昭島市教育委員会 就学援助費支給要綱		
大項目	01	学校で学ぶ（学校教育の充実）											
中項目	02	学校教育								事業期間<開始・終了予定>			
予算科目（コード）	款	10	項	02/03	目	02/03	細目	004	細々目	01	年度	～	年度
事務事業概要	目的												
	<対象は誰、何か>						<対象をどのような状態にすることを意図しているか>						
	経済的な理由で就学困難な児童、生徒の保護者						就学に必要な費用を援助することにより、公平に教育を受けられる。						
	事業実施方法												
	直接実施		業務委託（委託先：_____）										
	補助金（補助先：_____）		その他（_____）										
	内容												
	【対象者】昭島市に住所を有し公立の小中学校に在籍する児童、生徒の保護者で、生活保護を受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者												
	【支給内容】学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童学用品費、移動教室及び修学旅行費、通学費、医療費、学校給食費												
	細事業（主な事業内訳）				平成22年度決算額				備考（細事業内容についての補足）				
	賃金：臨時職員賃金				130 千円								
	需用費：消耗品費				4 千円				就学援助事務用消耗品				
	需用費：印刷製本費				19 千円								
	役務費：通信運搬費（郵便料）				73 千円								
	扶助費：就学費援助（小学校）				26,228 千円				学用品、校外活動費用等				
扶助費：就学費援助（中学校）				38,503 千円				学用品、校外活動費用等					
扶助費：給食費援助（小学校）				49,805 千円									
扶助費：給食費援助（中学校）				29,787 千円									
扶助費：医療費援助（小学校）				153 千円									
扶助費：医療費援助（中学校）				66 千円									
				千円									
				千円									
				千円									
				千円									
				千円									
				千円									
				千円									
				千円									
				千円									
事業の必要性													
学校教育法第19条により、市町村は経済的理由によって就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定められており、教育の機会均等を図るために必要である。													
関連事業													

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート （平成22年度実施事業）

コストと財源内訳	コスト						
		平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
	直接事業費	135,415 千円		144,768 千円		150,716 千円	
	報酬	千円		千円		千円	
	賃金	127 千円		130 千円		131 千円	
	報償費	千円		千円		千円	
	需用費	千円		23 千円		32 千円	
	役務費	72 千円		73 千円		85 千円	
	委託料	千円		千円		千円	
	使用料及び賃借料	千円		千円		千円	
負担金、補助及び交付金	千円		千円		千円		
扶助費	135,216 千円		144,542 千円		150,468 千円		
その他	0 千円		0 千円		0 千円		
人件費	11,900 千円		11,900 千円		11,900 千円		
一般職員	1.4 人	11,900 千円	1.4 人	11,900 千円	1.4 人	11,900 千円	
再任用職員	人	0 千円	人	0 千円	人	0 千円	
総事業費	147,315 千円		156,668 千円		162,616 千円		
財源内訳							
	平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算		
国庫支出金	981 千円		1,058 千円		851 千円		
(内容)	児童生徒就学援助費補助金		児童生徒就学援助費補助金		児童生徒就学援助費補助金		
都支出金	0 千円		0 千円		0 千円		
(内容)							
その他特定財源	0 千円		0 千円		0 千円		
(内容)							
一般財源	146,334 千円		155,610 千円		161,765 千円		
財源合計	147,315 千円		156,668 千円		162,616 千円		
事業の実績と成果	事業実績						
	活動指標	平成21年度（実績）		平成22年度（実績）		平成23年度（予定）	
	小学校就学援助認定者数	1,152	人	1,230	人	1,252	人
	中学校就学援助認定者数	623	人	655	人	665	人
	上記 合計者数	1,775	人	1,885	人	1,917	人
	単位当たりコスト						
	認定者1人当たり（年間平均）	82,994	円	83,113	円	84,828	円
	成果						
	【小学校】学用品費等	支給児童数：延べ2,996人	支出額：26,228,500円				
	給食医療費	支給児童数：延べ1,318人	支出額：49,957,827円				
【中学校】学用品費等	支給生徒数：延べ1,922人	支出額：38,502,695円					
給食医療費	支給生徒数：延べ 655人	支出額：29,853,091円					
課題	各市とも要綱により実施しているため、市町村で認定基準が異なる。						
自己評価	法令、要綱に基づき適正に処理している。						
比較参考値	他市の状況については別紙を参照						
備考	予算上「就学援助事業（小学校）」「就学援助(給食・医療)事業（小学校）」「就学援助事業（中学校）」「就学援助(給食・医療)事業（中学校）」の4科目に分かれている。						

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署											
	就学援助事業(小学校)		部	学校教育部	課長	浦野和利								
			課	学務課	担当	小川比左江								
			係	学務係	電話	内線2242								
	第4次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>								
	政策項目	03	人を育む（生涯学習の充実）			学校教育法								
大項目	01	学校で学ぶ（学校教育の充実）			学校教育法									
中項目	02	学校教育			事業期間<開始・終了予定>									
予算科目(コード)	款	10	項	02	目	02	細目	004	細々目	01	S	年度	~	年度
事務事業概要	目的													
	<対象は誰、何か>		<対象をどのような状態にすることを意図しているか>											
	経済的な理由で就学困難な児童の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。		就学に必要な費用を援助することにより、公平に教育を受けられる。											
	内容		実績・成果											
	【対象者】昭島市に住所を有し公立の小学校に在籍する児童の保護者で、生活保護を受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者 【支給内容】学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童学用品費等、移動教室及び修学旅行費、通学費		支給児童数：延べ 2,996人 支出額：26,228,500円											
	コスト	(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>								
	直接事業費	千円	24,665	26,454	28,724	児童生徒就学援助費補助金								
	財源内訳	国庫支出金	千円	273	288		373							
		都支出金	千円											
		地方債	千円											
その他特定財源		千円												
一般財源		千円	24,392	26,166	28,351									
一般職員人件費	千円	3,400	3,400	3,400										
人工数	人	0.40	0.40	0.40										
再任用職員人件費	千円													
人工数	人													
総事業費	千円	28,065	29,854	32,124										
事務事業評価	個別評価（大いにある 5、概ねある 4、どちらかというところ 3、あまりない 2、ない 1）													
	必要性	5	<判断理由>		妥当性	4	<判断理由>							
	学校教育法第19条により、市町村は、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定められている。教育の機会均等を図るために必要である。				経済情勢により、生活が困窮する世帯も多くなっており、妥当である。									
	有効性	5	<判断理由>		効率性	4	<判断理由>							
	教育の機会均等を図るために有効である。				要綱に基づいて適正に処理している。									
合計点数 (20点満点)	18点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> 法令に基づいて継続的に実施する。											
今後の方向性 (拡充、現状維持など)	現状維持													

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署										
	就学援助(給食・医療)事業(小学校)		部	学校教育部	課長	浦野和利							
			課	学務課	担当	小川比左江							
			係	学務係	電話	内線2242							
	第4次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>							
	政策項目	03	人を育む(生涯学習の充実)			学校教育法							
大項目	01	学校で学ぶ(学校教育の充実)											
中項目	02	学校教育			事業期間<開始・終了予定>								
予算科目(コード)	款	10	項	02	目	03	細目	004	細々目	01	年度	~	年度
事務事業概要	目的												
	<対象は誰、何か>		<対象をどのような状態にすることを意図しているか>										
	経済的な理由で就学困難な児童の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。		就学に必要な費用を援助することにより、公平に教育を受けられる。										
	内容		実績・成果										
	【対象者】昭島市に住所を有し公立の小中学校に在籍する児童の保護者で、生活保護を受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者		支給児童数：延べ1,318人 支出額：49,957,827円										
	【支給内容】医療費、学校給食費												
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>						
	直接事業費		千円	45,361	49,958	50,101	児童生徒就学援助費補助金						
	財源内訳	国庫支出金	千円	74	107								
		都支出金	千円										
地方債		千円											
その他特定財源		千円											
一般財源		千円	45,287	49,851	50,101								
一般職員人件費		千円	2,550	2,550	2,550								
人工数		人	0.30	0.30	0.30								
再任用職員人件費		千円											
人工数		人											
総事業費		千円	47,911	52,508	52,651								
事務事業評価	個別評価 (大いにある 5、概ねある 4、どちらかというところ 3、あまりない 2、ない 1)												
	必要性	5	判断理由			妥当性	4	判断理由					
	学校教育法第19条により、市町村は、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定められている。教育の機会均等を図るために必要である。					経済情勢により、生活が困窮する世帯も多くなっており、妥当である。							
	有効性	5	判断理由			効率性	4	判断理由					
	教育の機会均等を図るために有効である。					要綱に基づいて適正に処理している。							
合計点数 (20点満点)	18点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> 法令に基づいて継続的に実施する。										
今後の方向性 (拡充、現状維持など)	現状維持												

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署										
	就学援助事業（中学校）		部	学校教育部	課長	浦野和利							
			課	学務課	担当	小川比左江							
			係	学務係	電話	内線2242							
	第4次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>							
	政策項目	03	人を育む（生涯学習の充実）			学校教育法							
大項目	01	学校で学ぶ（学校教育の充実）											
中項目	02	学校教育			事業期間<開始・終了予定>								
予算科目（コード）	款	10	項	03	目	02	細目	004	細々目	01	年度	～	年度
事務事業概要	目的												
	<対象は誰、何か>						<対象をどのような状態にすることを意図しているか>						
	経済的な理由で就学困難な生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。						就学に必要な費用を援助することにより、公平に教育を受けられる。						
	内容												
	【対象者】昭島市に住所を有し公立の中学校に在籍する生徒の保護者で、生活保護を受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者						実績・成果						
	【支給内容】学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学生徒学用品費等、移動教室及び修学旅行費、通学費						支給生徒数：延べ 1,922人 支出額：38,502,695円						
	コスト												
			(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>						
	直接事業費		千円	37,711	38,503	41,237	児童生徒就学援助費補助金						
	財源内訳	国庫支出金	千円	579	614	478							
都支出金		千円											
地方債		千円											
その他特定財源		千円											
一般財源		千円	37,132	37,889	40,759								
一般職員人件費		千円	3,400	3,400	3,400								
人工数		人	0.40	0.40	0.40								
再任用職員人件費		千円											
人工数		人											
総事業費		千円	41,111	41,903	44,637								
事務事業評価	個別評価（大いにある 5、概ねある 4、どちらかというところ 3、あまりない 2、ない 1）												
	必要性	5	判断理由			妥当性	4	判断理由					
	学校教育法第19条により、市町村は、経済的理由によって、就学困難と認められる生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定められている。教育の機会均等を図るために必要である。						経済情勢により、生活が困窮する世帯も多くなっており、妥当である。						
	有効性	5	判断理由			効率性	4	判断理由					
教育の機会均等を図るために有効である。						要綱に基づいて適正に処理している。							
合計点数（20点満点）	18点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等>										
今後の方向性（拡充、現状維持など）	現状維持		法令に基づいて継続的に実施する。										

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署										
	就学援助(給食・医療)事業(中学校)		部	学校教育部	課長	浦野和利							
			課	学務課	担当	小川比左江							
			係	学務係	電話	内線2242							
	第4次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>							
	政策項目	03	人を育む(生涯学習の充実)			学校教育法							
大項目	01	学校で学ぶ(学校教育の充実)											
中項目	02	学校教育			事業期間<開始・終了予定>								
予算科目(コード)	款	10	項	03	目	03	細目	004	細々目	01	年度	~	年度
事務事業概要	目的												
	<対象は誰、何か>		<対象をどのような状態することを意図しているか>										
	経済的な理由で就学困難な生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。		就学に必要な費用を援助することにより、公平に教育を受けられる。										
	内容		実績・成果										
	【対象者】昭島市に住所を有し公立の中学校に在籍する生徒の保護者で、生活保護を受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者 【支給内容】医療費、学校給食費		支給生徒数：延べ655人 支出額：29,853,091円										
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>						
	直接事業費		千円	27,678	29,853	30,654	児童生徒就学援助費補助金						
	財源内訳	国庫支出金	千円	55	49								
		都支出金	千円										
		地方債	千円										
その他特定財源		千円											
一般職員人件費		千円	2,550	2,550	2,550								
人工数		人	0.30	0.30	0.30								
再任用職員人件費		千円											
人工数		人											
総事業費		千円	30,228	32,403	33,204								
事務事業評価	個別評価 (大いにある 5、概ねある 4、どちらかというところ 3、あまりない 2、ない 1)												
	必要性	5	判断理由			妥当性	4	判断理由					
	学校教育法第19条により、市町村は、経済的理由によって、就学困難と認められる生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定められている。教育の機会均等を図るために必要である。			経済情勢により、生活が困窮する世帯も多くなっており、妥当である。									
	有効性	5	判断理由			効率性	4	判断理由					
教育の機会均等を図るために有効である。			要綱に基づいて適正に処理している。										
合計点数 (20点満点)	18点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> 法令に基づいて継続的に実施する。										
今後の方向性 (拡充、現状維持など)	現状維持												

就学援助認定状況について(22年度決算)

市名	小学校				中学校				認定基準		認定に際しての基準	
	要保護者数(人)	%	準要保護者数(人)	%	要保護者数(人)	%	準要保護者数(人)	%	所得	収入	在籍	在住
八王子市	720	2.43	4,260	14.36	416	3.03	2,337	17.05	所 1.1			
三鷹市	115	1.48	921	11.86	73	2.35	636	20.46	所 1.15			
青梅市	60	0.79	823	10.83	66	1.71	468	12.13	所 1.0			
調布市	61	0.61	1,316	13.17	56	1.50	758	20.26	所 1.1			
町田市	388	1.62	3,192	13.32	232	2.41	1,733	18.00	所 1.1			
小平市	139	1.50	1,417	15.24	88	2.14	772	18.77	所 1.1			
国分寺市	15	0.28	426	7.93	10	0.47	286	13.54	所 1.5			
日野市	75	0.80	1,360	14.43	52	1.34	739	18.99	所 1.3			
国立市	23	0.68	484	14.40	12	0.83	328	22.78	所 1.5			
福生市	43	1.54	738	26.49	16	1.14	392	27.92	所 1.0			
狛江市	21	0.64	431	13.23	13	1.02	236	18.57	所 1.1			
武蔵村山市	63	1.44	868	19.78	53	2.74	503	25.97	所 1.1			
羽村市	37	1.10	540	16.08	34	2.17	296	18.90	所 1.0			
立川市	203	2.30	1,450	16.41	124	3.30	813	21.65		収 1.5		
武蔵野市	41	0.82	533	10.75	27	1.46	278	15.05		収 1.5		
府中市	232	1.75	1,649	12.42	141	2.59	917	16.86		収 1.5		
昭島市	65	1.11	1,165	19.94	43	1.67	612	23.75		収 1.6		
小金井市	43	0.82	548	10.48	20	0.89	285	12.67		収 1.8		
東村山市	137	1.72	1,175	15.10	89	2.48	660	18.39		収 1.4		
西東京市	139	1.48	1,047	11.15	94	2.36	613	15.42		収 1.5		
東大和市	124	2.67	725	15.63	60	2.93	365	17.81		収 1.3		
清瀬市	72	1.85	802	20.56	55	3.20	468	27.20		収 1.5		
東久留米市	94	1.57	770	12.90	59	2.16	457	16.74		収 1.4		
多摩市	155	2.23	1,970	28.28	99	3.30	904	30.17		収 1.5		
稲城市	43	0.82	830	15.83	25	1.27	412	21.01		収 1.7		
あきる野市	6	0.12	669	14.10	7	0.30	398	17.27		収 1.5		

平成21年度決算 就学援助(準要保護)認定率(26市)

市名	認定		認定基準額			
	基準		持ち家(有)		持ち家(無)	
	所得	収入	収入	所得	収入	所得
八王子市	所 1.1		4,047,999	2,695,430	5,091,999	3,533,030
三鷹市	所 1.2		4,783,999	3,287,000	4,839,999	3,329,000
青梅市	所 1.0		3,619,999	2,353,236	4,663,999	3,190,836
調布市	所 1.1		4,217,999	2,760,913	5,175,999	3,598,513
町田市	所 1.1		3,955,999	2,620,000	4,987,999	3,450,000
小平市	所 1.1		4,119,999	2,754,741	5,167,999	3,592,341
国分寺市	所 1.5		5,347,999	3,737,694	6,395,999	4,575,294
日野市	所 1.3		4,735,999	3,245,892	5,779,999	4,083,492
国立市	所 1.5		5,191,999	3,611,086	5,383,999	3,767,086
福生市	所 1.0		3,807,999	2,505,372	4,843,999	3,342,972
狛江市	所 1.1		4,103,999	2,740,000	5,151,999	3,580,000
武蔵村山市	所 1.1		4,060,416	2,708,000	4,898,016	3,376,800
羽村市	所 1.0		3,519,999	2,282,808	4,575,999	3,120,408
立川市		収 1.5	2,860,536	1,822,000	3,698,136	2,416,800
武蔵野市		収 1.5	4,898,016	3,376,800	4,060,416	2,708,000
府中市		収 1.5	4,195,635	2,813,600	5,033,235	3,485,600
昭島市		収 1.6	4,384,700	2,967,200	5,222,300	3,636,000
小金井市		収 1.8	4,647,649	3,175,200	5,485,253	3,847,200
東村山市		収 1.4	2,908,330	1,855,600	3,745,930	2,455,200
西東京市		収 1.5	4,020,228	2,676,000	4,857,840	3,344,800
東大和市		収 1.3	3,584,880	2,331,600	4,422,480	2,996,000
清瀬市		収 1.5	4,364,200	2,951,200	5,620,600	3,956,000
東久留米市		収 1.4	3,431,232	2,219,600	4,268,832	2,874,400
多摩市		収 1.5	5,173,374	3,597,600	5,173,374	3,597,600
稲城市		収 1.7	2,450,112	1,533,600	2,450,112	1,533,600
あきる野市		収 1.5	2,244,156	1,376,800	2,400,156	1,500,000

認定基準額の算出にあたっては、一定のモデル世帯を設定しています。
また収入と所得の換算については、収入を得る人の人数によって変わる場合があります。

平成23年度

教育費の援助制度のお知らせ

昭島市教育委員会

昭島市では、国の法律に基づいて、学用品費・給食費など就学に必要な費用を援助しています。

(1) 援助を受けられるご家庭

生活保護を受けている。(申し込みの必要はありません。)

経済的な事情で、教育費の支出が困難である。(収入が一定基準以下)

(2) 申請に必要な書類 証明書類がないと受付はできません(コピーを提出してください)

就学援助費受給申請書(各家庭1部)

同一世帯及び生計を同じくする方全員(同居・別居を問わない)の収入を証明するもの(下記のいずれか)のコピー

- ・ 平成22年分給与所得の源泉徴収票
- ・ 平成23年度市都民税申告書の控
- ・ 平成22年分所得税の確定申告の控
- ・ 各種年金、恩給を受給している場合、平成22年中に受領した金額を証明するもの
- ・ その他、平成22年中の収入を証明するもの

持ち家以外の方は、家賃が証明できるもの(下記のいずれか)のコピー

- ・ 賃貸借契約書
- ・ 家賃証明書
- ・ 住宅使用料決定通知書
- ・ その他、領収書等金額が証明できるもの

児童扶養手当証書(証書番号を確認しますので、支給を受けている方は、必ずご持参ください。)

(3) 受付期間・受付場所

期 間 **平成23年4月1日(金)～4月28日(木)**(土日祝日を除く)

時 間 午前8時30分～午後5時(12時～1時の間は、なるべくご遠慮ください。)

21日(木)・22日(金)は午後7時30分まで 受け付けます。

場 所 昭島市教育委員会 学務課(市役所2階) 郵送での受付はしません。

22年度認定された方も、平成23年度は改めて申請が必要となります。

5月2日以降も随時受け付けますが、認定は受け付けた月の翌月となります。

(4) 認定結果について

申請を受け付けた月の翌月に、結果をご家庭に送付します。

(5) 援助の内容(金額は年額) 振込み先の銀行の通帳またはカードを、必ずご持参ください

学年 援助費目	小 学 生		中 学 生	
	1 年 生	2～6年生	1 年 生	2・3年生
学用品費	11,100円	11,100円	21,700円	21,700円
通学用品費		2,170円		2,170円
新入学学用品費	19,900円		22,900円	

校外活動費・移動教室費・修学旅行費・給食費は実費相当額

医療費（学校保健安全法に定められた病気）は保護者負担額

病気とは、トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病をいいます。

援助を受けられるご家庭の参考例 —— 平成22年中の年間総収入による ——

人数	家族構成	年間総収入限度額	
		持ち家	借家
2人	母(35歳) 子(9歳)	約292万円	約376万円
3人	父(37歳) 母(35歳) 子(9歳)	約383万円	約465万円
4人	父(37歳) 母(35歳) 子(9歳) 子(4歳)	約438万円	約521万円

* 人数は、同じ建物に住んでいる人全員です。

* 上記の表はおおよその基準で、家族構成及び条件により限度内でも認定されない場合があります。

問い合わせ先：昭島市教育委員会学校教育課
昭島市田中町1-17-1
042-544-5111 内線2244

<記入例>

第1号様式(第6条関係)

秘 平成23年度 就学援助費受給申請書 (兼認定台帳)

本欄の中のみ記入してください。

就学援助費の支給を受けたいので、下記により必要書類を添えて申請します。
なお、私は昭島市教育委員会教育長を代理人に選任し、当該年度において昭島市から受ける就学援助費のうち、学校給食費の請求及び受領に関する一切の権限を委任いたします。また、昭島市教育委員会が就学援助費認定事務のため住民基本台帳、課税台帳並びに援助を受けたい理由1に掲げる公開を閲覧することを承諾します。
(あて先)昭島市教育委員会 平成23年4月15日

現住所：昭島市 田中町1丁目17番(地) 1号

保護者氏名： 昭島 太郎 自宅電話：544-5111(携帯可)
勤務先電話：512-3456

認定区分	認定・否認定
認定年月日	年 月 日

小学校	
学年	児童氏名
5年	昭島 市朗
年	
年	

中学校	
学年	生徒氏名
3年	昭島 みどり
年	
年	

世帯の状況について (同一世帯及び生計を同じくする方全員を記入)

	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は学校名	学年	年間総収入
1	昭島 太郎	世帯主	明・大・ 秘 平 47・1・15	39	株式会社		
2	花子 妻		明・大・ 秘 平 48・5・20	37	無職		
3	みどり 子		明・大・昭・ 秘 8・4・15	14	中学校	3	
4	市朗 子		明・大・昭・ 秘 12・10・1	10	小学校	5	
5	良子 子		明・大・昭・ 秘 18・2・3	5	保育園		
6	平成23年4月1日現在の 年齢を記入してください。						
7							

口座振込依頼書

振込金融機関・支店名
銀行 信用金庫 ×× 支店 農協

振込預金種別 普通預金
口座番号 1234567
フリガナ アキシマ タロウ
口座名義 昭島 太郎

上記の通り振込依頼いたします。
この依頼書に基づき、昭島市が就学援助費を振り込んだときは、同時に領収したものと認めます。
保護者氏名 昭島 太郎
(あて先)昭島市教育委員会教育長

委任状

私は、就学援助費の支給が認定されたのち、学校へ納める教材費などを滞納した場合は、支払われる就学援助費(通学用品費・新入学学用品費を除く)の受領にかかる一切の権限を、児童生徒が通学する学校の校長に委任します。

保護者氏名 昭島 太郎

受付印

内容を読んで署名してください。不明な点はお問い合わせください。

23年度 就学援助費申請控

住宅の形態 持ち家 その他(民間アパート、公営住宅等)月額家賃()円

援助を受けたい理由

1 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当します。
ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止。
イ 地方税法第205条第1項に基づく市町村民税の非課税。
ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免。
エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免。
オ 地方税法第367条に基づく(固定資産税)の減免。
カ 国民年金法第89条及び第90条に基づく(国民年金)掛金の免除。
キ 地方税法第717条に基づく(国民健康保険)の減免。
ク 児童扶養手当法第4条に基づく(児童扶養手当)の支給。
ケ 生活福祉資金による貸付。

左記の1に該当しない場合は必ず記入
その他(理由を具体的に記入してください)
世帯主が病気で思うように働けず、妻も子供が小さいので、仕事につけない

前年度昭島市で就学援助費を

受けた・受けてない

その他の収入

仕送り・養育費等

期間 月 - 月 (ヶ月)

年 額 円

援助を受けたい理由1に該当する場合、証明書が必要です。

昭島 太郎 様

結果通知が届くまで大切に保管してください

昭島市教育委員会就学援助費支給要綱

平成 12 年 4 月 1 日実施

(目的)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる関係法令の規定により、経済的な理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助(以下「就学援助」という。)し、義務教育の円滑な遂行を図ることを目的とする。

- (1) 憲法第 26 条
- (2) 教育基本法(昭和 18 年法律第 120 号)第 4 条
- (3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 19 条
- (4) 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 24 条

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法第 16 条に規定する者をいう。
- (2) 世帯 同一の住居に居住し、生計を一にしている者の集まりをいう。
ただし、居住を一にしない場合であっても、次のときは同一世帯員として扱うこととする。
 - ア 病気療養のため病院等に入院しているとき。
 - イ 保護者が就労のため他の土地に寄宿しているとき。
 - ウ その他上記ア又はイと同様の状態にあるとき。
- (3) 要保護者 第3条第1号から第3号に規定する者をいう。
- (4) 準要保護者 第3条第4号から第6号に規定する者をいう。

(対象者)

第3条 就学援助の対象者は、昭島市に住所を有し、公立の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)に在籍する児童生徒の保護者で、次の各号に掲げる事項(以下「認定基準」という。)のいずれかに該当するものとする。ただし、昭島市に住所を有しなくても市内の小中学校に児童生徒が在籍するときは、対象者とすることができる。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者で、現に教育扶助(単給又は併給)を受けている者
- (2) 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者で、現に教育扶助以外の扶助(医療、出産、生業、葬祭)を受けている者
- (3) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者で、現に保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある者
- (4) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者又は生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

- イ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
 - ウ 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
 - エ 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免
 - オ 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免
 - カ 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 89 条及び 90 条に基づく国民年金掛金の免除
 - キ 地方税法第 717 条に基づく国民健康保険税の減免
 - ク 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 4 条に基づく児童扶養手当の支給
 - ケ 生活福祉資金による貸付け
- (5) 次の式により算定した倍数が 1.6 以下の者

$$\frac{\text{月割換算収入額}}{\text{需 要 額}} = \text{倍数(小数点以下第 2 位を四捨五入)}$$

この算式における、月割換算収入額は別表第 1 において、需要額は別表第 2 において定める。

- (6) 前各号に該当しない者で、児童生徒の在籍する小中学校の校長(以下「校長」という。)の意見書により、昭島市教育委員会(以下「委員会」という。)が特別の事情があると認める者
(意見の聴取)

第 4 条 委員会は、前条の認定を行うため必要があるときは福祉事務所の長及び民生委員に対して助言を求めることができる。
(援助項目及び支給方法等)

第 5 条 就学援助の支給項目、支給対象者、対象学年、支給額、支給時期及び支給方法は、別表第 3 のとおりとする。

- 2 就学援助を受給している者が学校納付金を滞納しているときは、前項及び第 14 条の規定にかかわらず就学援助費の全部又は一部を校長の口座に直接振り込むことができるものとする。
(申請)

第 6 条 就学援助の受給を希望する保護者は、要保護者及び第 3 条第 4 号アに規定する準要保護者を除き、毎年度ごとに就学援助費受給申請書(第 1 号様式)を小学校又は中学校ごとに作成し、世帯全員の収入を証明する書類を添付のうえ、委員会に提出しなければならない。
(認定)

第 7 条 第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する要保護者の認定は、福祉事務所からの保護開始連絡票に基づき、委員会が認定する。

- 2 第 3 条第 3 号に規定する要保護者の認定は、民生委員からの連絡票に基づき、委員会が認定する。

- 3 第3条第4号アに規定する準要保護者の認定は、福祉事務所からの保護停止・廃止連絡票に基づき、委員会が認定する。
- 4 第3条第4号ア以外に規定する準要保護者の認定は、前条の申請書に基づき、委員会が認定する。
(認定日)

第8条 前条第1項の認定日は、生活保護開始年月日とする。

- 2 前条第2項の認定日は、民生委員からの連絡票を委員会が受理した日とする。
- 3 前条第3項の認定日は、生活保護停止又は廃止年月日とする。
- 4 前条第4項の認定日は、就学援助費受給申請書を委員会が受理した日の属する月の翌月の初日とする。ただし、就学援助費受給申請書を4月中に受理したときは、受理した日の属する月の初日を認定日とする。
(認定及び否認定の通知)

第9条 委員会は、第7条の規定により認定の決定をしたときは、速やかに次の各号の様式により、通知するものとする。

- (1) 第7条第1項該当の要保護者 就学援助費支給認定通知書(第2号様式)
 - (2) 第7条第2項該当の要保護者 就学援助費支給認定通知書(第3号様式)
 - (3) 第7条第3項該当の準要保護者 就学援助費支給認定通知書(第4号様式)
 - (4) 第7条第4項該当の準要保護者 就学援助費支給認定通知書(第5号様式)
- 2 委員会は、第7条の規定により否認定の決定をしたときは、速やかに就学援助費否認定通知書(第6号様式)により通知するものとする。
(届出)

第10条 要保護者又は準要保護者の認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、就学援助費受給変更事項届(第7号様式)により、就学援助の受給を辞退する場合には、就学援助費受給辞退届(第8号様式)により、速やかに委員会に届出なければならない。

- (1) 住所の変更があったとき。
- (2) 氏名の変更があったとき。
- (3) 就学援助費受給申請書の記載内容に変更があったとき。
(認定の取消し)

第11条 委員会は、要保護者又は準要保護者の認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により認定の決定を受けたとき。
 - (2) 第3条に定める認定基準の要件を欠いたとき。
- 2 前項の認定の取消しは、就学援助費支給認定取消通知書(第9号様式)により通知するものとする。
(就学援助費の返還)

第12条 就学援助費を受給した者が、前条の認定の取消しを受けた場合において、既に受給した就学援助費の全部又は一部を速やかに返還しなければならない。

- 2 前項の返還を求めるときは、就学援助費返還請求書(第10号様式)により行うものとする。
(関係者への通知)

第13条 委員会は、要保護者及び準要保護者と認定した者、変更の届出のあった者、又は認定を取消した者について、次の各号に掲げる通知を校長及び学校給食課長に送付する。

(1) 認定日が4月1日の場合

ア 要保護準要保護児童生徒名簿(第11号様式)

(2) 認定日が前号以外の場合

ア 就学援助費受給児童生徒認定通知書(第12号様式)

イ 就学援助費(要保護者)開始・廃止・停止・変更連絡票(第13号様式)

ウ 就学援助費受給認定取消通知書(第14号様式)

エ 就学援助費受給変更通知書(第15号様式)

(委任)

第14条 校長が要保護者又は準要保護者の認定を受けた者の代理として就学援助に係る金銭を取り扱う場合は、保護者から一切の権限の委任を受けなければならない。

(書類の整理)

第15条 委員会及び校長は、就学援助に係る書類を備え常に整理しておかなければならない。また、関係書類は、事業年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(広報)

第16条 委員会は、就学援助の制度について、広報等により保護者への周知に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

2 この要綱による改正前の昭島市教育委員会就学援助費要綱の様式による用紙で、この要綱の実施の日に現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成19年5月7日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

2 この要綱による改正前の昭島市教育委員会就学援助費支給要綱の様式による用紙で、この要綱の実施の日に現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成19年12月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

別表第1(第3条関係)

月割換算収入額とは、次の式により算定した額とする。

月割換算収入額 = A - B - C

この算式中各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 Aとは、次に掲げる項目の合計額を12で除した額(円未満切捨)
 当該世帯の前年中の合計所得金額を算出するための、各種所得の収入金額の合計額

当該世帯の前年中の各種年金の合計額

当該世帯の前年中の仕送り及び養育費として収入とされた合計額

2 Bとは、前年度の4月1日に昭島市に適用された生活保護法第8条の規定による生活保護基準額表の住宅扶助(6人以内の世帯)知事承認額

3 Cとは、当該世帯の児童生徒に係る前年度の市立小中学校の学校給食費の年額を12で除した額(円未満切捨)

別表第2(第3条関係)

需要額とは、前年度の4月1日に昭島市に適用された生活保護法第8条の規定による生活保護基準額表を用い、次の式により算定した額とする。

$$\text{需要額} = a + b + c + d + e$$

この算式中各記号の意義は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。

1 aとは、当該世帯の世帯員の第1類年齢別基準額の合計額

2 bとは、当該世帯の人員別第2類基準額

3 cとは、当該世帯の人員別第2類冬期加算の額に加算月数を乗じて得た額を12で除した額(円未満切捨)

4 dとは、当該世帯の児童生徒に係わる教育扶助基準額の合計額

5 eとは、基礎控除表の収入金額別区分の76,000～79,999の欄の1人目の額

別表第3(第5条関係)

支給項目	支給対象者	対象学年	支給額	支給時期及び方法
学用品費	第3条第2号から第6号までの該当者	小・中学校の全学年	当該年度の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金の児童生徒1人当たり予算単価の額	7月及び11月の年2回保護者の指定した口座への振り込み
通学用品費	第3条第2号から第6号までの該当者	小・中学校の2学年以上	当該年度の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金の児童生徒1人当たり予算単価の額	7月及び11月の年2回保護者の指定した口座への振り込み
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	校外活動に参加した児童生徒の要保護者及び準要保護者	小・中学校の全学年	児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費・見学料等で保護者が負担する額	校外活動実施後校長からの報告に基づき保護者の指定した口座への振り込み
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	校外活動に参加した児童生徒の要保護者及び準要保護者	小・中学校の全学年	児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な宿泊費・交通費・見学料等で保護者が負担する額	校外活動実施後校長からの報告に基づき保護者の指定した口座への振り込み

新入学児童 生徒学用品 費等	第3条第2号 から第6号ま での該当者 (認定日が4 月1日の者)	小・中学校 の第1学年	当該年度の要保護及び準 要保護児童生徒援助費補 助金の児童生徒1人当たり 予算単価の額	7月に保護者の指 定した口座への振 り込み
移動教室費 及び修学旅 行費	移動教室に 参加した児童 又は修学旅 行に参加した 生徒の要保 護者及び準 要保護者	小学校の第 6学年及び 中学校の第 3学年	児童が移動教室又は生徒 が修学旅行に参加するた め直接必要な交通費, 宿泊 費, 見学料等の経費で保 護者が負担する額	移動教室又は修学 旅行実施後校長か らの報告に基づき 保護者の指定した 口座への振り込み
通学費	第3条第2号 から第6号ま での該当者	小・中学校 の特別支援 学級在籍者 及び通級指 導学級の通 級者	児童生徒が最も経済的な 通常の経路・方法により通 学する場合の交通費及び 当該児童生徒に同行する 保護者の交通費	9月, 10月, 1月及 び4月の年4回保 護者の指定した口 座への振り込み
医療費	要保護者及 び準要保護 者	小・中学校 の全学年	学校保健安全法施行令(昭 和33年政令第174号)第 8条に規定する疾病の治療 のための医療に要する費 用から健康保険法(大正11 年法律第70号)等に定め る保険者負担額を控除した 額とする。ただし, 第3条第 1項第1号の該当者で社会 保険未加入者は, 当該医 療に要する費用の総額	治療後, 医療機関 の請求に基づき医 療機関が指定した 口座への振り込み
学校給食費	第3条第2号 から第6号ま での該当者	小・中学校 の全学年	学校給食法(昭和29年法 律第160号)第11条第2 項の規定により保護者が負 担する額	教育長口座への振 り込み

(注意事項)

認定日が年度の中途のため支給時期に支給できない場合は, 別に支給時期を設
け支給するものとする。この場合において, 学用品費及び通学用品費の月割り按分
額に10円未満の端数が生じたときは, 5円未満はこれを切り捨て, 5円以上はこれ
を5円とする。

就学奨励費のお知らせ

昭島市では、ひとりひとりのお子さんに適した教育が受けられるように、小学校及び中学校に特別支援学級を設置しておりますが、お子さんがこの学級に通うための給食費や学用品などの教育費の補助をしています。

この制度は、経済的に困りの方に援助している就学援助費とは異なるもので、特別支援学級に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するためのものです。

お手数ですが、下記により就学奨励費の手続きをお願いします。

記

1 対象になる方

就学援助費を受けていない方で、世帯の収入額が生活保護基準の例により計算した需要額の2.5倍未満の場合に支給の対象になります。

2 提出書類

就学奨励費

にかかると収入額・需要額調書	1部
同一世帯及び生計を同じくする方全員の収入を証明するもの 平成22年分給与所得の源泉徴収票又は 平成22年分所得税の確定申告の控 等のコピー	1部
通学費調査票（定期券のコピーを必ず付けて下さい）	1部
支払金口座振込依頼書	1部

3 提出期限 平成23年4月22日（金）

4 提出先 教育委員会学務課（学校経由で提出）

5 支給される経費

次の経費の半額又は、一部を支給します。

1 学校給食費	2 学用品費	3 通学用品費
4 新入学学用品費	5 校外学習費	6 通学費
7 宿泊学習費	8 修学旅行費	

6 その他

辞退する方または、就学援助費を申請している方は、2の の辞退欄に記入、押印のうえ提出してください。

なお、辞退した方への支給はありませんのでご注意ください。

7 問い合わせ先

昭島市教育委員会学務課 担当 長田

電話 544-5111(代) 内線2244

昭島市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成 12 年 6 月 1 日
実施

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、その就学の特殊性から保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の負担能力の程度に応じ、特別支援学級への就学に必要な経費の一部を援助する費用(以下「就学奨励費」という。)を支給し、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 就学奨励費の支給対象者は、昭島市に住所を有し、公立小・中学校の特別支援学級(固定学級)に在籍する児童生徒又は昭島市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者とする。ただし、[昭島市教育委員会就学援助費支給要綱\(以下「援助費要綱」という。\)](#)第7条に規定する認定者は対象者としな

2 難聴、言語障害、情緒障害等の児童生徒で、[学校教育法施行規則第73条の21第1項](#)の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている児童生徒の保護者については、当該児童生徒の通学に係る交通費及び当該児童生徒の通学に付き添う保護者等(付き添いが必要な場合に限る。)に係る通学同行費を次条第1項第7号の通学費として支給することができる。

(支給項目及び支給額等)

第3条 就学奨励費の支給項目は次のとおりとし、支給額は[援助費要綱別表第3](#)の額を基本とする。

- (1) 学用品費(別表第3の額の2分の1)
- (2) 通学用品費(別表第3の額の2分の1)
- (3) 新入学児童生徒学用品費(別表第3の額の2分の1)
- (4) 校外活動費(別表第3の額の2分の1)
- (5) 移動教室費及び修学旅行費(別表第3の額の2分の1)
- (6) 学校給食費(別表第3の額の2分の1)
- (7) 通学費(実費)
- (8) 職場実習交通費(実費)

2 前項第7号及び第8号の費用は、公共交通機関を利用し最も合理的な経路で通学したときにかかる費用とする。

3 就学奨励費の支給方法及び支給時期は[別表1](#)のとおりとする。

(支給の基準)

第4条 前条第1項に規定する就学奨励費の支給項目は、第2条第1項の対象者世帯の収入額に応じ、つぎの各号の基準により区分する。

- (1) 収入額が必要額の 2.5 倍未満
前条第1項第1号から第8号に規定する全項目
- (2) 収入額が必要額の 2.5 倍以上又は収入額を証明する書類の未提出者
前条第1項第7号及び第8号に規定する項目

2 前項に規定する収入額及び必要額は、[別表2](#)により算出した額とする。

(申請)

第5条 第2条第1項に規定する対象者は毎年度ごとに、就学奨励費にかかる収入額・必要額調書([第1号様式](#))を、世帯全員の収入を証明する書類を添付して、在籍校長を通じて昭島市教育委員会(以下「委員会」という)に申請するものとする。

2 第2条第2項に規定する対象者は毎年度ごとに、通学費調査票([第2号様式](#))を在籍校長を通じて委員会に申請するものとする。

3 申請を辞退した者については、就学奨励費に係る一切の費用を支給しない。

(認定)

第6条 就学奨励費の認定は、前条の申請に基づき委員会が審査し、第2条第1項の対象者は第4条第1項に規定する区分により、第2項の対象者は収入額にかかわらず認定する。

(認定日)

第7条 前条の規定による認定の日は、毎年4月1日とする。ただし、年度の途中で特別支援学級に転学した児童生徒の保護者については、転学した月の前日の属する月の翌月の初日からとする。

(認定の通知)

第8条 委員会は、第6条の規定により認定したときは、速やかに次の各号の様式により通知するものとする。

- (1) 第4条第1項第1号の該当者 就学奨励費の支給について([第3号様式](#))
- (2) 第4条第1項第2号の該当者 就学奨励費の支給について([第4号様式](#))
- (3) 第2条第2項の該当者 通学費の支給について([第5号様式](#))

(就学援助費の準用)

第9条 就学奨励費支給の手続き等において、この要綱に定めのない事項については、[援助費要綱](#)の例による。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から実施し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 9 月 20 日から実施し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第3条関係)

支給項目	支給方法	支給時期

学用品費,通学用品費	保護者の指定した口座に振り込む	9月(年1回)
新入学児童生徒学用品費		
校外活動費	保護者の指定した口座に振り込む	実施後,校長からの報告を受けた後(9月以降)
移動教室費及び修学旅行費		
職場実習交通費		
学校給食費	保護者の指定した口座に振り込む	9月から毎月
通学費	保護者の指定した口座に振り込む	9月,10月,1月及び4月(年4回)

別表2(第4条関係)

1 収入額は,同一世帯ごとに,次の式により算定した額とする。

$$\text{収入額} = \frac{(\text{A}) - (\text{B})}{12} - (\text{C})$$

(A) = 当該年度に納付すべき市町村民税の課税の基礎となった前年1月から12月までの間の世帯全員の総所得金額,退職所得金額及び山林所得金額(所得控除を行う前の額)の合計額

(B) = (A)の市町村民税の課税にあたって,所得控除された社会保険料,生命保険料及び損害保険料の合計額

(C) = 同一世帯で2人以上の児童等が盲・聾学校,特別支援学校又は特別支援学級に就学している場合,その就学者の数から1を減じた数に,生活保護法による保護の基準(以下「保護基準」という。)に示す「障害者加算」の加算額を乗じて得た額

2 需要額は,前年12月末現在の世帯構成に基づいて,前年12月末現在に適用されている保護基準に示される次の各号の額の合計額とする。

(1) 生活扶助基準の居宅に係る基準生活費の第1類,第2類及び期末一次扶助費の表に示す額。ただし,第2類中「地区別冬季加算額」については12分の5,「期末一時扶助費」については12分の1をそれぞれ乗じて得た額

(2) 教育扶助基準の表中「基準額」に示す額

(3) 住宅扶助基準の基準額の表中「家賃,間代,地代等の額」に示す額

(4) 特別支援学級に通学している児童・生徒が前年度中(前年4月1日から3月31日まで)に,その通学に要した交通費の額(年額)に12分の1を乗じて得た額

(5) 小・中学校の児童・生徒に係る学校給食費(前年度の国の年額の予算単価)に12分の1を乗じて得た額

別表3 (省略)

W第1号様式

(第5条関係)

平成 年度 就学援助費にかかる収入額・需要額調査書

保護者氏名		住所		児童生徒氏名		学年・学級名				
世帯の収入状況		世帯の状況(昨年12月末日現在)			需 要 額					
		氏名	生年月日 (満年齢)	在学学校名・学年 (心障学級通学の有無)	教育扶助基準			生活扶助		
所得控除前の	総所得金額	円		年月日 ()才		円	円	円	円	
	退職所得金額			年月日 ()才						
	山林所得金額			年月日 ()才						
	計	A		年月日 ()才						
所得控除	社会保険料			年月日 ()才						
	生命保険料			年月日 ()才						
	損害保険料			年月日 ()才						
	計	B		年月日 ()才						
所得額(A-B)	C		年月日 ()才							
所得月額(C×1/12)	D		年月日 ()才							
障害者加算控除 (保護基準にて算定)	E		年月日 ()才							
収入額(D-E)	F		合 計		a	b	c	d	e	
就学費明細	(就学費を要した者ごとに記入すること)				特記事項			認定区分		
	就学援助費の受給を辞退します。 平成 年 月 日 保護者氏名 印							認定年月日		
辞退欄								部	課	

W第2号様式

(第5条関係)

通 学 費 調 査 票


児童生徒氏名	(第 学年)		
通 学 校 名			
保 護 者 氏 名			
住 所			
通 学 費 の 有 無	1 通学費がかかります 2 通学費はかかりません		
乗車区間・経路 及び利用交通機関			
運賃支払い方法	1 その都度 2 定期券 (カ月定期券)		
上記運賃の金額 (交通機関ごと)	合計 円		
通 学 同 行 者	有・無	氏 名	続柄 ()
通学同行者運賃	円		

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

学校名
学校長

④

昭島市教育委員会教育長 殿
 第3号様式
 (第8条関係)

平成22年度就学援助費決算額(26市調査結果)

(円)

	小学校				中学校				合計
	学用品費等	給食費	医療費	合計	学用品費等	給食費	医療費	合計	
八王子市	106,723,660	176,114,802	416,929	283,255,391	145,566,192	36,049,854	258,073	181,874,119	465,129,510
立川市	37,902,306	60,048,583	29,730	97,980,619	55,961,880	33,260,916	5,200	89,227,996	187,208,615
武蔵野市	12,850,941	23,084,635	0	35,935,576	16,577,091	13,191,313	0	29,768,404	65,703,980
三鷹市	17,260,770	41,881,726	341,948	59,484,444	37,053,369	31,169,717	79,703	68,302,789	127,787,233
青梅市	15,400,321	32,398,310	2,800	47,801,431	30,343,618	21,888,662	0	52,232,280	100,033,711
府中市	37,568,305	65,145,673	0	102,713,978	51,056,345	42,288,607	0	93,344,952	196,058,930
昭島市	26,228,500	49,804,740	153,087	76,186,327	38,502,695	29,787,089	66,002	68,355,786	144,542,113
調布市	30,947,754	59,064,241	50,218	90,062,213	52,894,878	37,241,100	33,245	90,169,223	180,231,436
町田市	80,198,334	123,082,123	535,972	203,816,429	114,767,070	31,226,400	150,987	146,144,457	349,960,886
小金井市	11,785,203	23,755,991	34,688	35,575,882	17,144,481	13,996,368	2,733	31,143,582	66,719,464
小平市	29,507,670	58,683,834	77,708	88,269,212	52,722,678	36,282,102	26,134	89,030,914	177,300,126
日野市	37,882,291	56,810,956	13,350	94,706,597	48,959,718	37,188,590	600	86,148,908	180,855,505
東村山市	26,317,326	51,361,385	102,718	77,781,429	43,850,058	23,928,326	274,518	68,052,902	145,834,331
国分寺市	9,661,556	17,156,012	0	26,817,568	17,752,840	11,580,650	0	29,333,490	56,151,058
国立市	12,970,271	19,244,997	3,000	32,218,268	21,349,813	14,734,985	1,600	36,086,398	68,304,666
福生市	19,641,773	30,990,000	11,600	50,643,373	23,121,232	1,587,431	5,200	24,713,863	75,357,236
狛江市	10,295,618	16,174,940	196,103	26,666,661	14,365,776	7,376,799	53,574	21,796,149	48,462,810
東大和市	17,604,564	27,515,754	227,730	45,348,048	23,759,418	15,780,698	80,300	39,620,416	84,968,464
清瀬市	15,250,567	33,317,210	23,480	48,591,257	27,017,508	21,270,653	3,560	48,291,721	96,882,978
東久留米市	14,273,392	35,011,033	43,649	49,328,074	32,011,987	15,844,006	23,490	47,879,483	97,207,557
武蔵村山市	18,771,169	33,686,774	331,161	52,789,104	30,955,461	21,360,052	143,217	52,458,730	105,247,834
多摩市	40,925,000	83,498,030	52,320	124,475,350	50,680,277	41,106,002	9,726	91,796,005	216,271,355
稲城市	10,724,180	32,362,550	68,560	43,155,290	9,464,370	19,014,220	37,860	28,516,450	71,671,740
羽村市	11,855,798	19,769,367	0	31,625,165	14,879,073	12,378,640	0	27,257,713	58,882,878
あきる野市	13,593,963	27,368,283	7,330	40,969,576	19,852,878	18,405,625	1,200	38,259,703	79,229,279
西東京市	26,446,698	48,019,911	49,604	74,516,213	47,613,770	2,875,101	11,852	50,500,723	125,016,936